

平成 30 年度
包括外部監査報告書
概要版

子どもの福祉に関する事務の執行について

平成 31 年 1 月

三重県包括外部監査人

弁 護 士 早 川 忠 宏

第1 はじめに

監査の結果については、通常使われている「意見」と「指摘」という用語を用いて評価することとする。

すなわち、監査の結果、効率性、経済性の観点から問題がある点については、「意見」として、改善を検討することを求め、法令や要綱等、遵守すべき規範に従っていない事項及び法令等に違反していないものの、効率性、経済性に著しく反している事項については、「指摘」として、速やかに改善することを求める。

第2 包括外部監査について

1 包括外部監査契約

法第 252 条の 27 は、外部監査契約について、包括外部監査契約と個別外部監査契約の 2 種類について定めるが、本報告は、包括外部監査契約に基づく報告である。

すなわち、本報告は、地方公共団体が、法第 2 条第 14 項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）及び第 15 項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない）の趣旨を達成するための契約（包括外部監査契約）に従って、監査人が行う報告である。

2 外部監査の対象とした事件（事業）

- (1) 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、前記法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされている（法第 252 条の 37 第 1 項）。
- (2) 少子化の問題や増加する児童虐待の問題といった課題は、将来の日本のために対応すべき多くの重要な課題であることから、本年度は、少子化対策の推進のための事業、支援が必要な子ども・家庭への対応事業、及び、児童虐待防止と社会的養護の推進事業等を取り扱っている子ども・福祉部の事業を監査することとした。すなわち、同部では重要な課題を扱い、かつ主として福祉目的であることから、ともすれば、法第 2 条第 14 項（住民の福祉に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）及び第 15 項（運営の合理化）を軽んじてしまうおそれがあると考え、同部の扱う事業について、監査する必要があると考えた。

- (3) 監査の対象とした事件(事業)は、包括外部監査人及び同補助者らい
ずれにとっても、法第252条の29の規定する利害関係のある事件ではな
い。

3 外部監査を実施する者

(1) 包括外部監査人

下記の者は、法第252条の28第1項及び第2項の要件を備えた者とし
て選任された。

記

早川 忠宏 弁護士

(2) 包括外部監査人補助者(法第252条の32)

下記の者は、上記外部監査人が、予め監査委員と協議し、監査の事務
を補助させるため、平成30年5月に選任した。

記

石川 友裕	弁護士
大塚 耕二	弁護士
大西 研一	弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士
寺井 渉	弁護士・税理士
古川 有樹	公認会計士・税理士
吉田 太紀子	公認会計士・税理士

第3 子ども・福祉部の所管事項の概要

- 1 所管事項と決算額
- 2 少子化対策の推進
- 3 支援が必要な子ども・家庭への対応
- 4 児童虐待防止と社会的養護の推進

第4 監査の対象とした事業に関する監査の結果

少子化対策を進めるための環境づくり

- 1 少子化対策県民運動等推進事業

子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託における冊子の 内容・構成について【意見】

〈冊子作成のための検討委員会開催義務履行の有無検証の資料なし〉

業務委託契約書に添付された仕様書によると、冊子の作成に当たっては、子育て支援団体、子育て中の者、子育て支援NPO団体の代表、保育士、大学生などが参加する検討委員会を1回以上開催し、その結果を冊子の内容・構成に反映する、とある。さらに、委員の人選は、県と協議のうえ受託者が行う、とある。検討委員会は1回開催されたとして、その結果は「編集会議 意見まとめ」と題したメモによって提示された。

メモはA4サイズ1枚で、【現状】【構成】【市町ページ】の3項目で構成されている。【現状】項目では、誰が読む本なのか、子育て中のママであれば、との記載があった。【構成】項目では、インデックスを付けた方が見やすいこと及びそのインデックスの案が箇条書きで書かれていた。【市町ページ】項目では、ページ分量や問合せ先を何階にあるのか記載、担当者の写真不要といった内容が箇条書きされていた。

これらの内容は、最終的に「子育てしやすい三重」として作成された冊子に、ほぼ反映されていると認められる。しかし、内容について、上記のメモ書きが主に箇条書きで残されているだけで、委員会の開催日時、場所及び委員についての記載がなく、他に委員会の開催があったことを確かめる資料はなかった。

契約書または仕様書において、委員会の運営について具体的な定めがなかったとはいえ、県民から委員を選任したうえで「委員会」と銘打った会議体を開催したのであれば、事後の検証を可能とするため、日時・場所・出席者等を記載した最低限の議事録を作成すべきであった。そうでなければ、本当に出席者らの声が冊子の内容に反映されたのかどうか確かめることができない。仮に、そうした事務作業が煩雑なのであれば、同様の会議を開催するとしても、契約書または仕様書の文言を変更すべきである。

健康福祉部内部におけるチェックリストについて【意見】

〈入札審査会の審査要否ためのチェックリストの不完全記入〉

健康福祉部では、予定価格が100万円以上の委託事業を行うに当たり、部内で入札審査会を経ることが必要とされている。子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託における当該審査への提出書類に添付されたチェックリストにつき、以下の点が検出された。

チェック欄が空欄となっている箇所が複数箇所あり、当該箇所は、他の複数の委託事業にも共通していた。担当者に質問したところ「該当なし」又は「チェック対象外」の意味合いであるとのことであった。担当者は、自身の担当事業であるから理解しているとしても、第三者から見れば、空欄は「該当なし」を意味するのか、チェックする必要がないのか又はチェック漏れなのか判別することができない。「該当なし」を表現するのであれば、「-」又は「該当なし」等の記載をすべきである。

また、一般競争入札及び随意契約においては、複数枚からなるチェックリストのうち、チェックされていないチェック項目だけが記載された用紙もあった。担当者によると、入札審査会前のチェック項目と入札審査会以降の手続きにかかるチェック項目を一枚のチェックリストとして使用しているため、チェック対象外となっていたとのことである。そもそも、誰もチェックすることのない項目を記載したチェックリストを審査会へ提出すること自体、どのような意義があるのか不明であり、そうした運用についても見直すべきであると考えます。

これまで入札審査会においては、こうした点が疑問視されることはなかったとのことである。そうすると、空欄箇所のチェック項目については、審査会によるチェックが入らずチェック漏れの可能性も否定できないから、運用が形骸化している可能性があるといえ、業務効率性の観点からチェック項目の内容について再検討すべきである。

- 2 **子どもの育ちの推進事業**

子ども応援スマイル補助金に係る消費税等の確認について【意見】

〈補助金に係る消費税仕入控除税額の資料なし〉

「みえの子ども応援スマイル補助金交付要領」第5条によると、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助金の交付の対象となる経費と認めない、と規定されている。担当者は、本件補助金

に係る消費税仕入控除税額相当額の減額の可能性を検討するに際し、交付対象者に対し、消費税納税義務者を口頭で確認したとのことであったが、他に該当する手続きを実施した資料が残されていなかった。当該手続きが適正になされたか事後に確認するためにも、仕入控除税額相当額の把握及び減額事務の手続を整備する必要がある。

- 3 思春期ライフプラン教育事業
- 4 男性の育児参画普及啓発事業

結婚・妊娠・出産の支援

- 1 みえの出逢い支援事業

委託業務仕様書に定められた打合せの実施について【指摘】

〈委託業務の打合せ義務履行の有無記載資料なし〉

「出逢い支援実施計画策定及び市町連携事業委託」、「労使協働による企業の結婚支援勤労者の結婚に関する意識調査」及び「大学生の結婚等意識調査大学のライフプラン教育促進事業」の3事業について、その事業仕様書に、それぞれ受託事業者と県との間で、県庁内での打合せを少なくとも10回実施すると記載されていた。当該事業仕様書は契約書の添付資料であり、かつ打合せ自体も、見積書及び県側の資料上で発注金額の積算根拠とされていた。

しかし、当該打合せについて、実施したことを示す資料が残されていなかった。したがって、打合せを実施したが書類を残していないのか、そもそも打合せを実施しなかったのか、資料から確かめることができなかった。

打合せした内容につき、どういった資料を残すかについては当事者の任意であって、必ずしもその形式を問うものではなくメモ程度のもので足りると考えられる。もっとも、打合せ自体、契約の一部に盛り込まれており、かつ、打合せ内容は、事業の遂行にかかわるものであることからすると、何ら書類が残されていなければ、実際に打合せが行われたか否か確かめることはできないし、仮に事後的に当該事業を検証することがあったとしても、その検証を妨げてしまうと考えられる。以上から、打合せをした場合、実施した日時・場所、参加者及び打合せ内容について書類に残すべきである。

効率的な事業実施について【意見】

〈イベント効果不十分のため、周知方法及び参加人数の増加の道筋を示すべき〉

「企業による地域結婚応援促進事業にかかる業務委託」において、平成 29 年 11 月にイベントとして、企業による結婚の応援につながる一斉取組みを実施した。具体的には、イベント当日に、喫茶店によるカップルを対象とした飲食サービスの提供など結婚を希望する人の出逢いや交際を支援する取組み及び旅行業者による夫婦を対象としたツアー企画など結婚生活を支援し、夫婦・家族の絆を深める取組みなどである。200 か所以上の企業または店舗の参加を目標としたのに対して、42 社、254 事業所の参加があり、目標を上回る企業等の参加を達成した。

もっとも、実施後の企業・店舗等からのアンケートによると、イベントの周知期間が短かったため、当該イベントを知って企業・店舗等を利用した人数は少数にとどまり、中には用意したサービスが全く利用されなかった事業所もあった。

本委託事業には平成 30 年度以降、県内各地で同様の取組みが展開されるよう必要な準備を行うことも含まれており、県も次年度以降、各企業がそれぞれの地域において、個別かつ主体的に結婚の応援につながる取組みを展開することとしている。今後、当該取組みについて県が継続的に関与するならば、上記のとおり本委託事業の一環として行われた平成 30 年度以降への準備を踏まえたうえで、企業からのアンケート結果により明らかとなった課題解決のための道筋を示すべきである。

再委託の申請に際して提供された情報について【指摘】

〈再委託の金額を確認することなく行われた業務委託契約違反の再委託申請に対する承認〉

「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書第 4 条第 1 項は、委託事業を第三者に再委託してはならないこととし、例外的に、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合に限り、再委託を認めることとしている。

業務受託者は、平成 29 年 4 月 3 日、第三者への業務委託の申請書等を提出し、送付用封筒の印刷及び宛名ラベルの作成、調査協力

依頼はがきの印刷及び発送、調査票データの入力、啓発リーフレットの作成、チラシの作成等の業務につき、再委託の申請を行い、県は、同日、再委託を承認した。

しかしながら、業務受託者から提出された再委託の申請書及びその添付書類には、再委託の金額が記載されていなかった。

また、県の決裁文書にも、再委託の金額についての記載が存在しなかった。

このように、平成 29 年 4 月 3 日付再委託申請に対する承認は、再委託の金額を確認することなく行われたものであり、業務委託契約書第 4 条第 1 項の規定に反するものである。

業務委託契約書において再委託を原則禁止としている以上、再委託が許容されるのは、再委託の必要性があり、再委託先においても業務の品質を確保することができる等の条件が担保されている場合に限られると解される。

再委託の金額は、再委託先においても業務の品質を確保することができるかどうか等、再委託の可否を判断する上での判断材料になるものである。

したがって、業務委託契約書の規定に反して再委託が行われたことは、看過することができないものであるため、指摘事項とした。

個別訪問時の確認事項について【意見】

〈業務受託者の不適切な調査に対する指導なし〉

「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書に添付された企業に向けた従業員の結婚支援等働きかけ事業業務仕様書では、企業への戸別訪問を行い、県の各種取組についての説明を行うとともに、取組への参加を促し、取組への参加意向及び取組への意識の変容度を確認することとされていた。

ところが、県から提供された資料から、業務受託者が、企業経営者個人の家族構成、出産に対する考え方等を確認の対象としていたことが明らかになった。

その上、一部の企業経営者からは、業務受託者が確認した内容をまとめたものが不正確であるとのクレームもあった。

仕様書においては、企業自体の取組への参加意向及び取組への意識の変容度が確認事項となっていたのであり、企業経営者個人の意識が確認事項となっていたわけではない。

したがって、業務受託者が企業経営者個人の意識を確認したこと

は、仕様書が予定していた範囲を超えるものであり、プライバシー侵害となりかねないものであった。

県としては、業務受託者が、仕様書が予定していた範囲での確認を行うよう、業務受託者に対し、適切な指導を行うべきであった。

- 2 不妊相談・治療支援事業
- 3 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業
- 4 産後ケア事業

子育て支援と家庭・幼児教育の充実

- 1 教育・保育給付事業
- 2 保育対策総合支援事業

平成 30 年度の保育士・保育所支援センター委託業務の見積金額について

【意見】

〈委託業務価格の大幅増額した内訳の検討なし〉

当該委託事業については、平成 29 年度に引き続き平成 30 年度も社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下、社協）との随意契約を結んでいるが、平成 29 年度の決算額が 6,718 千円（税込）であったのに対して平成 30 年度の見積価格が 12,250 千円（税込）と大きく増加していたため、増加理由について調査を行った。

金額の内訳を確認するにあたり、平成 29 年度については社協が作成した積算内訳書があったものの、平成 30 年度については同様の資料が県に提出されていなかったため、三重県が予算設定にあたって作成した設計書（予算額 12,450 千円）を入手して比較を行った。

2 つの資料は様式が異なるため単純比較はできないものの、平成 30 年度の増加要因は、新規事業である「潜在保育士意識調査事業」に係る予算約 400 万円が追加計上されていること、直接人件費が約 200 万円増加していること、であると見受けられた。

上記の人件費の増加理由を担当者に確認したところ、前任者と異なる単価を用いたためであるとの説明を受けた。前任者と後任者のいずれが用いた単価が適正であるかという点については、ここでは論点としない。一方で社協が三重県の作成した予算内訳を知ることが出来ないという前提に立てば、社協の作成した見積金額が 553 万円も増加することは合理性に欠くため、社協に対して積算内訳書の発行を依頼した。なお、社協から三重県に対する送付状には「提出書類」として積算内訳書も記載されているが、実際には提出されていなかった。

後日、社協から入手した平成 30 年度の積算内訳書の内容を確認したところ、人件費の水準は平成 29 年度と同水準であり、「潜在保育士意識調査事業」に係る経費が 598 万円で計上されていた。そのため、三重県の作成した設計書とは内訳は異なるものの、結果として合計額は殆ど同じという結果になっていた。

当該契約は随意契約であり毎年契約先が同じであるため、支出額の透明性を確保するために十分な配慮が必要である。そのような中、社協の見積額が三重県の予算額と殆ど同じになった事については疑問を感じる部分もあるが、仮に偶然であったとしても、適正な予算管理の観点からは、少なくとも見積書の内訳を入手して増加内容を検討するべきであったと考える。

- 3 地域子ども・子育て支援事業

- 4 放課後児童対策事業費補助金

放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託について【意見】

〈研修事業委託先のコンペ参加資格変更の根拠資料なし〉

放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託の委託先は、企画提案コンペ方式により委託先を決定し、決定された委託先との間で随意契約を行っている。

委託先の選定のコンペにおいて、部内における企画提案コンペ実施要領ではコンペの参加資格に法人格を有していることを挙げられていたが、その後に外部に公表された平成 29 年度放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託企画提案参加仕様書や資格確認申請書では、法人格を有している者には限定されておらず、個人でも参加資格があることとなっていた。

県担当者の説明では、部内における企画提案コンペ実施要領が作成された後、コンペへの参加資格を法人に限定しないように実施要領が変更されたとのことであった。ただし変更後の実施要領の文書は保存されていなかった。

もし仮にコンペの参加資格として法人格を有していることとしていたのであれば、その後の企画提案コンペは実施要領に沿わないやり方で行われていたことになるし、コンペの参加資格を法人に限定しないように実施要領を変更したのであれば、その変更の稟議や変更後の実施要領の文書を保存して、変更を明確にしておくべきである。

- 5 ひとり親家庭等日常生活支援委託事業
- 6 子どもの貧困対策推進事業

- 7 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業

ア 請求書日付の記載漏れ【指摘】

〈委託業務の完了時の根拠となる請求書の日付未記入〉

子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行等業務委託契約に関する請求書に日付が記載されておらず、部署の受付印の日付は業務完了時の約1か月後となっていた。

取引業者が作成する請求書は費用計上に関する外部証憑であり、その作成日付は、業務完了時点の根拠となるものである。本件は請求書日付の記載がないため、業者が認識する業務完了時点を確認することができない。また、請求書を受け付けた時点での関連部署における押印は業務完了時点とは関係なく行われる。結果、業務完了時点とは異なる期に部署の受付印が押印される場合、費用の期間帰属誤りが生じる可能性がある。請求書への日付の記入を徹底する必要がある。

イ 見積りの精度【意見】

〈見積り精度の低い県職員の見積りの要検討〉

契約金額が1,000千円以下の案件については、専門業者への見積金額の算定依頼がコストの関係で困難であることから、職員が見積金額を算定したとのことであり、その結果、当初見積との1,000千円以下の乖離が発生した。

確かに本件1件当たりの財務への影響は1,000千円以下であり、コスト削減を優先した結果であることは理解できるが、専門業者に依頼する場合に比して見積精度の低下や職員の負担増が生じる可能性がある。職員の見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内であることが必要と考える。

ウ アスベスト分析調査業務の経済的合理性【意見】

〈営繕課との協議による経済的調査をすべき〉

草の実・あすなる学園旧施設に関する2回目のアスベスト調査は、解体工事を担当する営繕課より、解体費用をより精査するため、1回目の調査では実施されていなかった箇所について追加調査を行うよう要望があり、実施されたものであるとのことである。

しかしながら、1回目の調査の時点で営繕課との間で十分な事前協議を行っていれば、1回目分と2回目分を併せて調査することが可能であり、調査費用を抑制することが可能であったと思われる。今後、他課と共同で事業を行う場合には、より綿密な事前調整を行うことが望ましい。

- 8 医療支援事業（子ども心身発達医療センター特別会計）

- 9 親の学び応援事業

職場及び地域における男性子育て応援講座事業の開催団体について

【意見】

〈事業目的に不適合な研修を目的とする団体を選定した講座の開催〉

職場及び地域における男性の子育て応援講座の講師派遣について、県立相可高校が講座開催の申し込みをし、平成29年8月28日に実施されていた。

県立相可高校は、この職場及び地域における男性の子育て応援講座申込書に、講座開催の趣旨や講座内容の希望として、教職員の人権研修の一環として行うものであり、また、同じ講師により平成30年11月に生徒向け講演会がされることから、事前学習として、当該講師の講座を受講したい旨を記載していた。

また、実際、講師による業務委託に関する報告書にも、先生の研修の一環、教育の一環として講座の利用が行われたことが記載されていた。

県立相可高校を選定した理由についての県の説明は、講座の講師派遣は広く新聞等で募集し、特に民間団体に限るなどの制限をしていないため県立相可高校が応募してきたものであり、受講した講師が生徒に教えることで裾野を広げる効果があったというものであった。

しかしながら、本事業の趣旨・目的は、乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援するものである。

従って、職場及び地域における男性子育て応援講座事業の講師派遣先を選定するにあたっては、講座開催の趣旨等を確認し、事業の目的に適合する趣旨で講座を開催する団体を選定する必要がある。

- 10 保育専門研修事業

- 1 1 私立幼稚園振興等補助金

補助金に係る消費税等の確認について【指摘】

〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉

「私立幼稚園等振興補助金」の取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別添様式（消費税等仕入控除税額確定報告書）により速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。また、要領に記載された「別添様式」が整備されていない。

仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。

- 1 2 認定こども園等整備事業

補助金に係る消費税等の確認について【指摘】

〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉

「認定こども園施設整備交付金」、「認定こども園等緊急環境整備事業費補助金」及び「私立幼稚園等園務改善ICT化支援事業補助金」の交付要領・取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。

仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。

児童虐待の防止と社会的養護の推進

- 1 児童一時保護事業
- 2 児童虐待法的対応推進事業
- 3 市町児童相談体制支援推進事業
- 4 若年層における児童虐待予防事業

- 5 家庭的養護推進事業

ア 里親養育相互援助事業の評価指標について【意見】

〈イベントの効果検討のため、複数の指標に基づき、多面的に検討すべき〉

里親養育相互援助事業に関して、各支部において、交流会等のイベントが年間4回～11回開催されている。その効果については、参加した里親と子どもの人数が多かったことをもって効果があったものと判断しているが、参加人数の多寡と効果の程度との関連は明確になっていない。

事業の評価に際し、開催されたイベントの効果を検討する場合、複数の指標に基づき、多面的に検討する必要がある。イベントの参加人数という単一の指標だけでは判断材料として十分とは言い難い。また、イベントの効果の程度と参加人数との関連を裏付ける指標が明確でないため、イベントごとの参加人数と事業の効果への寄与度を第三者が判断することは難しい。

イベントの参加人数以外の判断指標を設けるのみならず、各指標と事業の効果への寄与度を明確にした上で事業の効果の評価する必要がある。

イ 産前・産後母子支援事業の評価について【意見】

〈事業開始年度のみ結果による打ち切りに至る過程を残すべき〉

産前・産後母子支援事業は、DVによる避難者等、支援を要する妊婦に係る出産、施設入所等の支援方法検討のため、29年度から開始されたモデル事業である。国の補助金制度設計方針にも沿っている事業だったが、入所措置費等の支出が認められておらず、入所につながった実績がなかったこと等を勘案した結果、開始事業年度で事業を終了している。

29年度から開始されたばかりであり、国の方針にも沿っているモデル事業を打ち切る判断に至ったのは慎重な検討を経た上でのことであったとの説明を受けた。但し、そこに至るまでの検討過程が文書等のような検証可能な形で確認することができなかった。事業の改廃は重要な意思決定の一つであるため、検討の過程を文書として残すことが望ましいと考える。

ウ 里親養育相互援助事業に関する証憑書類確認について【意見】

〈公金支出妥当性の観点から証憑書類の提出を求めるべき〉

委託先作成の業務完了報告書を見ると、年度末の平成 29 年 3 月 15 日に「参考図書購入」として 3 万 6,379 円の支出が行われている（なお同支出により、年度内の合計支出額がちょうど委託契約上限額の 75 万 6,000 円に到達している。）が、同購入図書の内訳・金額は何ら記載されておらず、また県側としても、その点に関する証憑資料の提出は特に求めているとのことである。

今回の監査手続において、担当者より委託先へ聴取確認してもらうことで、購入図書の内訳及び金額は把握できた（合計 16 冊・税込定価 3 万 8,340 円であるが、委託契約上限額に収まるよう、書店に値引きをしてもらったとのこと。）。

しかしながら公金支出の妥当性確保の観点からは、業務完了報告書提出時点において、領収書程度の証憑書類の提出は求めるべきであったと考える。

- 6 家族再生・自立支援事業

ア 補助金に係る消費税等の確認について【指摘】

〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉

「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金」及び「児童家庭支援センター運営事業費補助金」の交付要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。

仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。

イ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書の表記について【意見】

〈決算書の表記に誤解を生ずる可能性あり〉

補助金交付事業者から提出された、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書（以下、決算書）

において、29年度分の補助金収入として、28年度に3年度分を一括して受領したうち29年度分に帰属するもの(5,627,000円)と、29年度の単年度分の支出(6,251,531円)に基づき算定された金額(625,000円)の合計額(6,252,000円)が計上されているところ、決算書上の前者の表記は(前年度収入)となっていた。

過年度(28年度)に帰属すべき収入が29年度の収入に含まれてしまっているとの誤解が生じる可能性があり、補助金収入計上額の妥当性にも影響を及ぼす恐れがある。

あらゆる分野における女性活躍の推進

- 1 DV対策基本計画推進事業

ア 緊急一時避難が必要なDV被害者等に係るホテル利用の妥当性について【意見】

〈ホテルの利用が認められるケースであったか検証可能な資料なし〉

仕様書によれば、緊急保護が必要な支援対象者を一時的に保護する場合、ホテルの利用が認められており、平成29年度は年間6回の利用実績がある。

緊急保護を要する場合、基本的には一時保護所等での一時保護を検討するが、深夜で移動が困難な場合等において、緊急避難の必要性が認められる場合のみ限定という方針に基づき判断されている。また、ホテル利用の判断基準は事業実施要領上に記載があり、その基準を逸脱した運用は行われていない旨口頭で説明を受けた。ホテルが利用された6ケースについては、市町から利用の適否に関する相談を受け、適時に対応しており、その履歴は県において残しているとの説明を受けた。但し、緊急性が高く、個人情報に関する相談内容であることを理由として、実際に緊急保護を要するものであったのか、また、深夜のように、ホテルを利用する以外の選択肢がとりになかったのかどうかを詳細に検討した結果は残されていなかった。

市町からの相談の結果を踏まえて、県がホテルの利用を妥当と判断するに至った経緯についても、文書として残しておくことが望ましいと考える。

イ 外国人DV被害者相談に関する通訳費用基準の妥当性について

【指摘】

〈名簿登録者に依頼する場合とそれ以外とで2倍以上の差が生じる通訳料を改善すべき〉

関係資料を確認したところ、外国人DV被害者相談通訳事業に関する通訳費用については、以下の2規定の適用があると考えられる。

「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」（以下、「本件要領」という。）第7条第1項

「通訳料は、県が別途定める額とする」として、同要領別紙に、「1時間2,000円+1言語2,000円」

との通訳料基準が示されている。

「DV被害者支援事業委託契約」に添付された「DV被害者支援事業委託仕様書」（以下、「本件仕様書」という。）第5条第3項

「通訳者は、県登録通訳者名簿から選定するものとし、通訳言語がないなどの場合は、他の機関に依頼することができる。他の機関に依頼する場合は、当該機関の定める派遣単価により支払うこと」とされている。

平成29年度に実施された通訳事業は1件のみ（以下、「本件事例」という。）であり、同事例においては、1言語（中国語）で2.5時間の通訳を行ったとされている。この場合の通訳料は、上記の基準に従って計算すると7,000円となるはずであるが、実際には1万6,000円（税抜）の通訳料が請求され、県側は請求通りの金額を支出している。

本件事例の依頼先は、県登録通訳者名簿に登録されていない団体とのことであるから、上記基準に従えば、当該団体の定める派遣単価による本件事例における通訳料支払いが直ちに不当なものとはいえない。

しかしながら、上記基準の記載ぶりは、通訳料金について「1時間2,000円+1言語2,000円」以外の例外は認めないようなものとなっており、また、担当者からのヒアリングでは、本件要領と本件仕様書とではどちらが優位に立つ関係とも言えないとのことであるから、本件事例における通訳料支払は、基準に違反するものとも解釈しうる。

いずれにせよ、本件事例のように、名簿登録者に依頼する場合と、名簿登録外者に依頼する場合とで、通訳料に2倍以上の差が生じている不均衡状態は望ましくはない。監査人の意見としては、上記の基準を今一度整理し、公平かつ明瞭な通訳料基準を新たに設けるべきと考える。

第5 その他

その他、本件包括外部監査を実施した過程において、報告が必要と認められた事項を以下に記載する。

1 監査の場所

県庁内での実地監査を実施するに当たっては、担当者からの説明を聞き、関係資料を閲覧することが作業の中心であった。外部監査人としては、関係資料一式が用意された部屋が、監査実施のために必要な一定期間に渡って、外部監査人らのために提供されるものと考えていたところ、実際には、外部監査人と補助者、被監査部の担当者、総務部の担当者の予定を調整したうえ、さらに空室を探して、ようやく実地監査可能な特定日が決定された。担当者の説明聴取や資料の閲覧は、上記調整によって決められた特定日にしか行うことができず、また関係資料については、その都度、部屋内に大量の資料を搬入するという方法がとられた。

部屋数に限界があるとはいえ、実地監査のための部屋として、特定の部屋を早い時期に一定期間押さえていただくことが可能であれば、外部監査人による資料閲覧については特段日程を調整しなくとも可能となり、また、担当者による説明開催日も調整しやすくなる。また、担当部署の事務負担も軽減され、監査による職員の通常業務の制限範囲も縮小されると思われた。

2 閲覧資料の特定

実地監査を実施するに当たり、監査担当部署側から外部監査人に対し、事前に閲覧する資料を特定することが求められていた。ところが、外部監査人としては、監査対象部署内においてどのような資料が作成され、どのように保管されているかがそもそも不明のため、具体的にこれを特定するのは困難であった。

そこで、どのような資料が存在し、どのような分類がなされ、どのような形で保管されているかを一覧表等にまとめていただければ、より効果的な監査が可能になるのではないかと思われた。

3 関係人の調査

実地監査の中で、担当者の説明及び提供された資料の閲覧だけでは最終的な判断ができず、関係人への調査（法第252条の38第1項）が必要となる場合があり、本監査でも、この制度を利用した。しかし同制度を利用するための諸手続に相当の日数を要し、その結果、同回答

に基づくさらなる照会が時間的に困難となり、同制度の利用目的が十分達成できない不都合があった。

従って、関係人への調査が、法律上認められている以上、同制度を十分活用できるよう手続きを簡略化すること等を検討されたい。

4 事業別決算額の記入

県の財務会計・予算編成支援システムの関係で、個々の事業の決算額については、事業目単位までしか算出できず、細事業については算出できないとのことであった。従って、本監査報告書中、「平成29年度事業別予算額及び決算額」の欄において、事業別決算額がいずれも空欄（「-」）となっている。

しかしながら、予算額のみを算出して決算額を算出しないのでは、両額を対比して事業の有効性等を検討することが出来ない。また、そもそも決算額と対比できないのであれば、予算を算出する意味も少なく、好ましい状態とは言えない。

財務会計・予算編成支援システムに係る問題であり、県庁全体を巻き込んだ大規模なシステム改修が必要となるものと思われることから、早期の改善は難しいかもしれないが、ゆくゆくはこの点も検討すべきと考えられる。

5 意見「調整」から意見「聴取」へ

外部監査に当たっては、従来、監査報告書の内容を確定する前に、監査人の意見と被監査部の意見を「調整」するための「意見調整会」が開催されていたようである。しかしながらそのような「意見調整」を実施することは、外部監査人が「常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない」とされる法第252条の31第2項に抵触する可能性があり、また、県民の視点からすれば、外部監査人が被監査部の意見と調整することには強い違和感が生じ、監査結果の信頼性が揺らぐ可能性もあると考えられた。

とはいえ、監査人が、監査人の意見の前提となる事実を誤認したり、法令の解釈を誤った結果、不適切な監査結果になってしまうことも考えられることから、双方の意見を調整するのではなく、事実誤認や法令解釈の誤りがあるか否かについて、事前に被監査部の意見を聴取する機会を設けることについては問題ないと考え、「意見調整」会を改め、「事前意見聴取会」としたい旨を申し入れたところ、これを受け入れられた。

その結果、監査報告を被監査部に事前に開示したが、同目的は前提事実の誤認や法令解釈の誤りに関するものに限定したため、法第 252 条の 31 第 2 項に抵触する可能性はなくなったものと思われる。

6 対応困難な監査意見に対する変更要請

県側から、意見調整ではないものの、対応困難な監査意見に対して、変更等の要請があった。確かに、監査人からの意見に対しては、県として同意を尊重してこれに対応することが必要となり、その意味で監査意見に対する対応が事実上義務化されているとすると、上記要請は理解できる。

外部監査人としては、監査の結果、意見等を述べるものの、改善等の対応が困難か否かは不明であるため、最終段階の事前意見聴取会でこれを知らされることとなる。

そうすると、担当者から改善等の対応が困難である旨を述べられると、その対応困難性を十分確認することなく、監査意見の修正等の要請に応じざるをえないこととなってしまう。そのため、不都合な監査意見を排除するため、対応困難なことを理由として修正等を求めることも考えられないわけではない。

従って、公正で法第 252 条の 31 条第 2 項の趣旨をより貫くことができる監査報告にするため、外部監査人から改善することが著しく困難な監査意見が出された場合には、県としては、対応困難性について監査人が理解できるような詳細な説明をするか、そのような説明をすることが困難であれば、「改善等の対応をとることができない合理的な理由を示せば、監査意見を誠実に尊重したことと同一の扱いをする」というような内部ルールにさせていただくことが望まれる。